

前橋市水道局広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市水道局（以下「水道局」という。）が作成する印刷物等に広告を掲載し、又は水道局が所有する財産に広告を掲示すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、もって、水道局の財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、広告掲載とは、第3条各号に掲げるそれぞれの広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。

(広告の種類)

第3条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めるものについて行うものとする。

- (1) 水道局が作成する印刷物又は刊行物
- (2) 水道局がインターネット上に公開しているホームページ（以下「水道局ホームページ」という。）
- (3) 水道局が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

(広告の範囲)

第4条 広告掲載をすることができる広告は、水道局の公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認めるもの

(申込者の範囲)

第5条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他管理者が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、過去に自らの責めに帰する不祥事等により社会問題等を発生させたことがある者等については、申込みをすることができないものとする。

る。

(募集等)

第6条 管理者は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、水道局ホームページ、水道局だより、広報まえばし等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、管理者に申し込むものとする。

(掲載の可否の決定)

第7条 管理者は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、この要綱及びこの要綱に基づき定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

3 管理者は、広告掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）の額は、当該広告の種類に応じ、別に定めるものとする。

2 広告主は、掲載料を管理者の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(禁止行為)

第10条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 水道局の広告掲載業務その他の事業の運営及び維持を妨げる行為

(2) 前号に掲げるもののほか広告主として不適切であると管理者が認める行為

(掲載決定の取消)

第11条 管理者は、水道局の事業運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項、この要綱並びにこの要綱に基づき定める基準及び要領に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告審査委員会)

第12条 広告掲載に関し必要な事項を審査するため、広告審査委員会（以下「委員

会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は水道局長を、委員は各課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。